第一種夏服上衣	地質	白色の麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	三等海曹以上	襟	詰襟とし、内側にカラー留ボタン五個をつける。
			前面	中央に金色のボタン五個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、金色のボタンでそのふたを留める。
			そで	長そでとする。
			その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状は、図のとおりとする。	
		海士長以下（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。）	セーラー型とする。襟には、同型の濃紺色の襟布をかけ、襟布の周囲に白色布線二条をつける。胸部の左に一個の隠しポケットをつける。形状は、図のとおりとする。胸あて及び襟飾は、冬服上衣と同じとする。
		防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	冬服上衣（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。
第二種夏服上衣	地質	カーキ色又はその類似色の毛織物、綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	襟	折襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側をカーキ色のボタン一個で留める。
		前面	中央にカーキ色のボタン八個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、カーキ色のボタン各一個でそのふたを留める。
		そで	長そでとし、そで口にカフスをつけ、カーキ色のボタン各一個で留める。
		形状は、図のとおりとする。	
	地質	第一種夏服上衣と同じとする。	
	襟	開き襟とする。	

第一種夏服上衣	地質	白色の麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
	製式	三等海曹以上	襟	詰襟とし、内側にカラー留ボタン五個をつける。
			前面	中央に金色のボタン五個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、金色のボタンでそのふたを留める。
			そで	長そでとする。
			その他	ボタンは、いかりの浮き彫りを施したものとする。
		形状は、図のとおりとする。	
		海士長以下（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官を除く。）	セーラー型とする。襟には、同型の濃紺色の襟布をかけ、襟布の周囲に白色布線二条をつける。胸部の左に一個の隠しポケットをつける。形状は、図のとおりとする。胸あて及び襟飾は、冬服上衣と同じとする。
		防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官	冬服上衣（防衛大臣の定める海曹候補者たる自衛官のもの）と同じとする。
第二種夏服上衣	地質	第一種夏服上衣と同じとする。	
	製式	襟	折襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を白色のボタン一個で留める。
		前面	中央に白色のボタン七個を一行につける。胸部の左右に各一個のふたつきポケットをつけ、白色のボタン各一個でそのふたを留める。
		そで	長そでとし、そで口にカフスをつけ、白色のボタン一個で留める。
		形状は、図のとおりとする。	
	地質	第一種夏服上衣と同じとする。	
	襟	開き襟とする。	
	肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を白色の隠しボタン一個で留める。ただし、幹部自衛官及び准海尉は、肩章をつけない。	